奈良県認定こども 園 \mathcal{O} 認定の 要件に関する条例 \mathcal{O} 部を改正する条例をここに公布す

る。

平成二十六年十月十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第十九号

<u>一</u>号) 奈 良県認定こども園 の一部を次のように改正する。 奈良県認定こども園 \mathcal{O} 認定の要件に関する条例 \mathcal{O} 認定の 要件に関する条例 (平成十 \mathcal{O} --- 部 八年十二月奈良県条例第二十 を改 É する条例

総合的に提供する認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外 第一条中 「認定こども園」という。 「就学前の子どもに対する教育及 $\overline{}$ に改める。 び保育並 びに 保護者 に 対 の認定こども する子育て支援を 袁 以

に、 四号中 設 改 機能施設」 九条第一項に規定する幼児」 部科学省告示第二十六号」に、 当該幼児」を「当該保育を必要とする子ども」に改め、 和二十二年法 に、 同法第三十九条第一 \mathcal{O} 「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」を め、 認可外保育施設」 保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。 第三条第一号を削り、 に、 厚生労働 「当該幼児」 「幼保連携施設」 同号イ中 「児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児」 認可 に 改め、 律第二十六号) 省令で定める施設を除く。 外保育施設」 「認 を を「保育機能施設」 項に規定する業務を目的とするも 可 同号を同条第三号とする。 「当該保育を必要とする子ども」 を 外保育施設 同条第二号ア中「学校教育法第二十五条 「連携施設」 を _ を を加え、 「保育機能施設 「保育を必要とする子ども」 「児童福祉法 (児童福祉法第五十九条第一 に改め、 に改め、 同号イ をい (昭和二十二年法律第百六十四号) 、 う。 同号イ (2) 中 に改め 同号を同条第一号とし、 以下 「保育を必要とする子ども」に、 「幼保 に、 (1) \mathcal{O} を 同じ。 同号を同条第二号とし、 以下同じ。 (法第二条第四 連携施設」を 「保育を必要とする子ども」 「幼保連携施設」 「認可 「学校教育法」 に、 項に規定する施設 _ 外保育施設」 の規定に基づき幼 「保育」 を を「平成二十年文 「保育 項 「連携施 \mathcal{O} \mathcal{O} を「教育」 同条第三号中 下に 文部科 を 機能施設」 「連携施 第三十 設 同条第 0 「保育 う (昭 5 粛

三十九条第 第四条第 に、 --- 号中 項に 「保育を行う」 規定する幼児」 「児童福祉法第三十九 を を 「教育を行う」 「保育を必要とする子ども」 条第 項 に改 に規定す 8 んる幼児 同条第二号 に、 を 中 当該幼児」 保育を必 児 童 福祉 一要とす を

当該保育を必要とする子ども」 -四号) に、 「実施」 を 「利用_ に、 に改める。 同 法 を 「児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六

改め、 号ア及び 第五条各号列 同条第二号中 イ 中 「幼保連携施設」 記以外の 「幼保連携施設」 部 分及び第 を 「連携施設」 号中 を「連携施設」 幼保連携施設」 に、 「保育所等」 に改め رِّ خ を 連 を 携施 「保育 設 能施設 12 改 \Diamond 同

利用するもの 上の」の むね三十五人につ 幼稚園と同様に一 「幼稚園 第七条第一項中 (以下 下に と同様に一日に四時間程度利用するもの及び保育所と同様に 「長時間 「教育及び」を加え、 以下 日に四時間程度利用するも 利用児」 き 「に満たない」 一人以上」 「教育及び保育時間相当利用児」と とい . う。 を 「のうち保育所と同様に一 同条第二項中 「未満の」 _ 及び O「のうち長時間 に改め、 以下 「短時間利用児及び長時間利 「短時間利用児」 い う。 日に 利用児」 満三歳以上 八時間程度利用するも に 込改める。 を削 日日 という。 の 子 に八 り、 ども 用児 時間程度 一人以 \mathcal{O} おお を 5

児 に 第八条第一項中 「教育及び」 に改 いめる。 を加え、 に満たない」 同条第四項中 を「未満 「長時 (I) 間 利用児」 に改め、 を 同条第二項中 「教育」 及び 保育時 「子ども 間 相当 \bigcirc 利 \mathcal{O} 用 下

改める。 携型認定こども園 12 第九条第一 改 め 同 項 条第一 中 項 幼 保連携施設 を削 \mathcal{O} 表以外 **(**) \mathcal{O} 「第八項」 部分中 を 連携施設」 を に満たな 「第九 項 <u>,</u> に、 に改め を 「保育 「未満 所 \mathcal{O} 等 同 項 の表を次 に を 改 「保育 8 機能施 \mathcal{O} 幼保連 設

学級数	面積(平方メートル)
一学級	180
二学級以上	320+100× (学級数-2)

分中 に 改 第 8 九条第四 に 満 同条第五 た な 項 中 V 項 中 幼 を 保 未 幼 連 満 保連 携型認定こども \mathcal{O} 獲型認定こど 改 8 同 袁 号 Ł 園 \mathcal{O} 表を次 を 削 り、 を削 \mathcal{O} よう り に 満 に 同 改 項 た (第二号 な 8 11 \mathcal{O} を 表 以 未 外 満 \mathcal{O} \mathcal{O} 部

学級数	面積(平方メートル)
二学級以下	330+30× (学級数-1)
三学級以上	400+80× (学級数-3)

を 8 該食事 ない。 えないことができる。 ども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人未満の場合におい 食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、 第九条第六項中 「未満の」 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供に の提供につい に改め、 幼 保連携型認定こども園、 て当該方法により行うために必要な調理設備を備えなけ 同項を同条第九項とし、 この場合において、 当該幼稚園型認定こども園におい 第三項の規定にかかわらず、 同条第七項 を削 り、 同条第 つい \mathcal{O} 次に次 て、 八 当該幼稚園型認定こ *の* 項 中 項を加える。 に 満た ては、 調理室を備 ては、 れば な 当該 なら 1 当

第十条第一項中 「内容は」 の下に 乛 法第六条に基づき、 幼保連携型認定こども園 教

保育要領 (平成二十六年文部科学省告示第一号)を踏まえるとともに」 内 閣 府 を加え、

就学前までの全て」 年厚生労働省告示第百四十一号」 保育所におけ 児童福祉 施設最低基準 る保育の に改める。 内容に関し (昭和二十三年厚生省令第六十三号) に改め、 て厚生労働大臣が定めるものをいう。 同条第二項中 「就学前のすべて」を「小学校 第三十五条の規定に基づき _ を 「平成二十

児又は幼児をいう。 「教育及び保育の時間」 に改め、 第十三条第二号中 「対する」 以下同じ。 「保育に欠ける子ども \mathcal{O} に改め、 下に 「教育及び」を加える。 同条第三号中 を「保育を必要とする子ども」 (児童福祉法第三十九条第一 「保育に欠ける」 を に、 「保育を必要とする 項に規定する乳 「保育時間」を

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 の条例の 施行 \mathcal{O} 日 以下 「施行 日 とい . う。 から起算し て五年間は、 の条例

なお従前の例によることができる。 かかわらず、施行日の前日において現に存する認定こども園の職員配置については、による改正後の奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例第七条第一項の規定に